

事 務 連 絡
令和3年12月22日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

内閣官房領土・主権対策企画調整室

領土・主権展示館における児童生徒向け校外学習プログラム等の周知について

北方領土及び竹島をめぐる領土問題並びに尖閣諸島をめぐる情勢について、我が国の立場に関する正確な理解が広く国民に浸透するよう、学校教育において、次代を担う若い世代の関心を高め、正しい理解を深める取組を推進することが重要な課題になっています。

このため、内閣官房領土・主権対策企画調整室では、東京都千代田区に所在する領土・主権展示館において、我が国の領土・主権に関する事実や我が国の立場に関する正確な理解を国内外に浸透させていくための発信に努めてきたところですが、令和3年度より新たに、下記のとおり同館における児童生徒向け校外学習プログラム等の充実を図ることとしました。

については、領土・主権に関する指導の重要性に鑑み、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、管下の学校に対し、下記の取組について御周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 領土・主権展示館における児童生徒向け校外学習プログラム

領土・主権展示館では、児童生徒の修学旅行・社会科見学等に活用いただけるよう、パネル展示に加え、プロジェクションマッピングや映像、タッチパネル、タブレット操作による3Dコンテンツ、ジオラマ、音声ガイド等を利用し、各々が自由に見学を楽しめるほか、より充実した校外学習にするための解説付きプログラムを用意しております(別添参照)。

(注) 団体見学の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じます。
また、感染症の状況により、予約受付の中止又は実施方法の変更等の場合があります。

2. 領土・主権展示館ワークブック（小中学生編及び高校生編）

上記1. の校外学習プログラムにおける活用のほか、学校の授業や児童生徒の自主学習にも活用いただける「領土・主権展示館ワークブック（小中学生編及び高校生編）」を作成し、同展示館内やホームページを通じた配布を行っています。下記 URL よりダウンロードできますので、ぜひ御活用ください。

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kyoiku/shiryoshu.html>

連絡先：内閣官房領土・主権対策企画調整室

合田 遼、小林 直也、村越 咲子

電話：03-5253-2111（内線 82252）

E-mail：ryo.goda.m6p@cas.go.jp

naoya.kobayashi.v5c@cas.go.jp

sakuko.murakoshi.u2d@cas.go.jp